
第 3 期 滋 賀 県 教 育 振 興 基 本 計 画

素案

目次

1	教育振興基本計画の趣旨・位置付け・計画期間.....	1
(1)	教育振興基本計画の趣旨.....	1
(2)	教育振興基本計画の位置付け.....	1
(3)	計画期間.....	1
2	基本目標とサブテーマ.....	2
3	基本計画策定にあたっての基本的な考え方.....	2
4	滋賀の教育で大切にしたい視点.....	3
5	今後5年間に実施する施策の方向性.....	4
柱1	子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む.....	5
柱2	社会全体で支え合い、子どもを育む.....	7
柱3	すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する.....	8
7	政策の推進方法.....	9
(1)	基本的な考え方.....	9
(2)	SDGsの視点による政策・施策・事業の検討.....	9
(3)	進行管理.....	9
(4)	その他.....	9
参考資料		
1	滋賀の教育をめぐる現状と課題.....	○
2	第2期滋賀県教育振興基本計画 評価と課題.....	○
3	策定経過.....	○
4	滋賀県附属機関設置条例.....	○
5	滋賀県教育振興基本計画審議会規則.....	○
6	滋賀県教育振興基本計画審議会委員.....	○

1 教育振興基本計画の趣旨・位置付け・計画期間

(1) 教育振興基本計画の趣旨

時代の変化も踏まえて滋賀県教育施策の一層の推進を図ります。

子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わる事のない本県教育の大きな使命です。

このような認識のもと、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年を見据え、より豊かに生きるために生涯にわたって学び、自己の能力を高め、活躍し続けることが重要になると考えられます。

また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるよう、教育の果たす役割は大きいものとなります。ICTを使いこなす力だけでなく、一人ひとりの個性をもとに、様々な人と協働しながら、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成し、夢と生きる力を育むことが重要になります。

こうした社会的背景の変化も踏まえ、平成 30 年 6 月に閣議決定された国の教育振興基本計画を参酌しつつ、滋賀県教育の一層の推進を図っていくため、「第 3 期滋賀県教育振興基本計画」を策定し、実行していくこととします。

(2) 教育振興基本計画の位置付け

滋賀県基本構想に基づき、教育の総合的かつ体系的な施策を示します。

- ・本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画とします。
- ・滋賀県基本構想の推進に関する規程第 2 条第 1 項に基づいて策定する「滋賀県基本構想」を上位計画とする中期計画とします。
- ・本計画において取り扱う「教育」は、教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育、社会教育を含み、その時期にかかわることなく、各個人の主体的な学びである生涯学習を含みます。

(3) 計画期間

2019 年度から 5 年間の計画です。

計画期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

2 基本目標とサブテーマ

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～ 人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育 ～

●未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

本県ではこれまで、子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けることができるよう、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を教育の基本目標として取り組んできました。

この基本目標は、生きる力を育てる不易の指針であり、将来予想される超スマート社会（Society5.0）やグローバル化・情報化が進む社会の中で遭遇する未知の課題に対し、たくましさとその中に兼ね備える優しさを持ちながら課題を解決し、未来を拓いていける人づくりを目指すものです。

●人生100年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育

我が国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進み、他の国々に先駆けて超高齢社会に突入しました。「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」との研究成果が報告されているなど、人生100年を見据えた人生設計が必要となってきます。

学校卒業後、ライフスタイルの変化に応じて、生涯を通じて主体的な学びにより人生を充実させていくことが求められます。

人口が減少する中で、コミュニティの弱体化等が進むとともに家族形態も変化し、これまで以上に「共に生きる」ことが重要となり、多様な個性を持つ一人ひとりが知恵や時間を出し合い、地域のいろんな資源をみんなで共有し、「相手がいる」、「つながる」、「人に対する思いやり」という考え大切にしながら、学び続ける滋賀の教育を目指します。

3 基本計画策定にあたっての基本的な考え方

生涯にわたる学びとその礎となる夢と生きる力を育みます。

社会情勢のめまぐるしい変化に対応することができるよう、子どもころから基礎学力をしっかりと身に付け、一人ひとりの個性を大切に可能性を最大限伸ばし、生涯を通じて必要な知識・技能を身に付けることが求められています。

人生100年を見据え、生涯にわたり豊かな人生を送るためには、学校卒業後も、生涯を通じて多くのことを学び、「人と人」、「人と社会」が、助け合い、支え合うことが必要です。そのためには、人生100年誰もが学び続けられる環境を整える必要がありますが、教育基本法によると、教育は「学校教育」、「家庭教育」、「社会教育」に大別されています。このうち、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、生活習慣の確立や豊かな心の育成など、子どもの心身の健全な成長のために、重要な役割を担うものとされています。学校教育は、人的、物的条件を備えて、カリキュラムに基づいて、子どもの心身の発達段階に応じた組織的かつ体系的な教育を行う場として、教育の中心的な役割を果たすことが期待されているとされています。社会教育は、広く社会において、個人の要望や社会の要請にこ

たえて実施されるものですが、特に、ライフスタイルが多様化した現代では社会に出てからも学び続けることが大切であるため、学校教育と同様に社会に出てからの学びにも焦点を当てていきます。

本基本計画では、基本目標「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を推進していくために、「次の5年間で何をするか」を具体的に示しながら、今後の滋賀の教育の方向性を示します。

基本構想で掲げる「変化」「未知」「長寿」の時代を「教育」という視点から捉え、一人ひとりの個性を大切にしながら、夢と生きる力をもち、滋賀で、世界で活躍できる人づくりを目指します。

施策構築にあたっては、これまでの施策の実効性を検証するとともに、「滋賀らしさ」も取り入れながら、「滋賀」の教育振興基本計画としての特色を出します。

4 滋賀の教育で大切にしたい視点

「滋賀らしさ」の学びで、滋賀で、世界で活躍できる人づくりを目指します。

滋賀での育みを進めていくにあたり、本県ならではの豊かな自然、歴史・文化、産業資源等を生かした、「滋賀ならではの学び」を通じて、地域に愛着をもち、身近なところから主体的に地域の課題を解決する行動力を育むことは、滋賀の教育の特徴と言えます。

また、先人たちのせっけん運動に見られる自然との調和の心や糸賀一雄先生が残された一人ひとりを大切にする心などの「近江の心」は、現代にあっても、官民協働によるヨシ群落の保全活動等環境保全活動や家庭・地域による福祉の実践として生活の中に息づいており、こうした心を学ぶことで、ふるさと滋賀を誇りに思い、自らも地域社会に貢献できる心が育まれます。

こうした「滋賀らしさ」を「滋賀の教育で大切にしたい視点」として施策構築の基礎に置きながら、人生100年を見据え、滋賀で、世界で活躍できる人づくりを目指します。

●滋賀ならではの学び

- ・豊かな自然（琵琶湖、川、山、田んぼ）を生かした学び
- ・多彩な歴史・文化（文化財、祭、郷土食）を生かした学び
- ・協働・連携（地域、企業、農林水産業）を生かした学び

●近江の心

- ・人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた精神

- 中江藤樹先生の言葉である「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の言葉にある異文化を理解する心
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然を大切にしてきた近江人の環境を大切にする心

5 今後5年間に実施する施策の方向性

3つの柱を設け、施策の総合的な推進を図ります。

教育施策の推進にあたっては、人生100年を見据え、よりよい人生を築いていくために求められる資質・能力を育み、生涯の学びの基礎となる学校教育は重要な要素となります。加えて、ライフスタイルが多様化した現代では社会に出てからも学び続けることが大切であるため、学校教育と同様に社会に出てからの学びにも焦点を当てていく必要があります。

また、学校と地域との連携・協働や家庭教育に対する地域の支援等、地域と連携して子どもが学ぶ環境づくりを進めることが求められています。

そこで、基本目標達成に向けた柱立てについては、学びの基礎を育む学校教育、基礎を学ぶ子どもの育ちを社会全体で支え合う仕組みづくり、その基礎の上に積み上げられる生涯学習の振興の3項目とし、その順番については、基礎の学びから順に柱立てを構成します。

この3つの柱を相互に連携させて施策の総合的な推進を図ることとします。

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

グローバル化や情報化等が進展し、複雑化、多様化する社会を切り拓いていけるよう、生涯にわたり学ぶ力の基礎となる確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を充実し、一人ひとりの個性を大切に子どもの生きる力を育みます。そのために必要な教職員の教育力向上を目指すとともに、多様なニーズに対応する教育を進めます。また、新しい時代に対応する情報活用能力の育成や、滋賀ならではの本物体験・感動体験等の学びを進めます。

柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

人口の減少や家族形態の変化、生活様式の変化を背景として、子どもが家庭や地域の中で多様な世代と接する機会が少なくなっていることから、家庭や地域が持つ教育力の向上に取り組めます。また、地域の宝、滋賀県の宝である子どもたちを、学校だけでなく家庭、地域、企業など社会全体で支え合いながら育んでいきます。

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

平均寿命が延伸し、生涯に複数の仕事を持つことや、働きながら、または引退後にボランティア等により、地域や社会課題のために活動することが一般的になると考えられており、子どもから大人までのすべての人が、いつでも、どこでも、何度でも共に学べ、学んだ成果を滋賀の持続的発展に生かすことができるよう生涯学習の振興に取り組んでいきます。

また、人生をより豊かに生きるために、滋賀の特性を活用した学習の推進や、スポーツ・読書習慣の定着を図り、多様な人を認め合う社会を目指して取り組んでいきます。

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

グローバル化や情報化等が進展し、複雑化、多様化する社会を切り拓いていけるよう、生涯にわたる学び力の基礎となる確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を充実し、一人ひとりの個性を大切に子どもの生きる力を育みます。そのために必要な教職員の教育力向上を目指すとともに、多様なニーズに対応する教育を進めます。また、新しい時代に対応する情報活用能力の育成や、滋賀ならではの本物体験・感動体験等の学びを進めます。

(1) 確かな学力を育む

新学習指導要領の求める教育の実現により一人ひとりの基礎学力向上を目指すとともに、読み解く力の育成を基盤としながら、社会の変化、とりわけグローバル社会にしなやかに対応できる能力の育成を図ります。

(2) 豊かな心を育む

すべての子どもにとって居心地の良い学級・学校づくりをすすめ、「考え、議論する道徳」や、様々な人との協働的・体験的な学びを通して、一人ひとりの自尊感情を高めるとともに、互いの人権を尊重し、多様な人とつながりあえる豊かな心と態度を育成します。

(3) 健やかな体を育む

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現していけるように、発達段階に応じ、運動遊びや学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。

また、子どもの望ましい食習慣の習得に向けた食育や生活習慣の改善、向上を図る保健教育を推進します。

(4) 教職員の教育力を高める

子どもの力を引き出し、「夢と生きる力」を育むため、県内大学との連携等により研修内容を充実させ、教職員の指導力向上を目指します。また、優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理を推進します。

あわせて、教職員の健康管理や働き方改革等に取り組み、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中でき、健康でいきいきと勤務することのできる職場環境の実現を目指します。

(5) 多様なニーズに対応する教育の推進

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

発達障害を含む障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できることを実現するとともに、多様な学びの場の整備を進めるなど、教育環境の整備を推進します。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

(6) 情報活用能力の育成

さらなるＩＣＴ化の到来を見据え、情報を収集・分析・整理し発信する力を高め、直面する課題に対して主体的に取り組み解決する能力の育成を目指します。

(7) 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする近江の心を育むため、本物、感動、仲間などが実感できる体験活動を意図的・計画的に推進し、実践的な環境教育を充実させることで、主体的に行動できる人育てを目指します。

(8) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

地域や地元企業等の協力を得ながら各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育や職業教育を推進し、子どもの社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成します。

また、特別支援学校における個々の児童生徒の「働きたい」という意欲を高め、社会的自立を目指した教育のあり方について検討を進めます。

(9) 魅力と活力ある学校づくりの推進

児童生徒一人ひとりの能力や適性を最大限に伸ばせる教育内容の提供や教育環境の整備を図るなど、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

また、公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、私立学校の運営にかかる支援を推進します。

柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

人口の減少や家族形態の変化、生活様式の変化を背景として、子どもが家庭や地域の中で多様な世代と接する機会が少なくなっていることから、家庭や地域が持つ教育力の向上に取り組めます。また、地域の宝、滋賀県の宝である子どもたちを、学校だけでなく家庭、地域、企業など社会全体で支え合いながら育んでいきます。

(1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

近江の心が根付いた地域の教育力を生かし、幅広く地域と学校との連携・協働による取組が充実するよう、組織的で持続可能な体制づくりを進め、社会全体で子どもの育ちを支える環境を整えます。

(2) 子どもの安全・安心の確保

子どもが、様々な自然災害や事件・事故の被害に遭わないようにするため、防災・防犯教育や教育施設等の整備に加え、地域や関係機関との連携・協働により子どもの安全・安心の確保に取り組めます。

(3) 家庭の教育力の向上

地域のつながりの希薄化や、家庭環境の多様化が進む中、子どもの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支えるため、子育て支援とも連携した体制づくりを進めながら、親としての学びの機会や交流の場づくり等を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。

(4) 子育て支援の充実

認定こども園や保育所等において、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前の子どもの育ちの場を充実します。

(5) 家庭の経済状況への対応

家庭が経済的困難を抱えている場合であっても、子どもがしっかりと学力を身に付けることができるようにするため、教育費の負担軽減のほか早期の段階で生活支援や経済的支援等の福祉制度につなげていくことができるよう、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

平均寿命が延伸し、生涯に複数の仕事を持つことや、働きながら、または引退後にボランティア等により、地域や社会課題のために活動することが一般的になると考えられており、子どもから大人までのすべての人が、いつでも、どこでも、何度でも共に学べ、学んだ成果を滋賀の持続的発展に生かすことができる環境づくりに取り組んでいきます。

また、人生をより豊かに生きるために、滋賀の特性を活用した学習の推進や、スポーツ・読書習慣の定着を図り、多様な人を認め合う社会を目指して取り組んでいきます。

(1) 地域課題解決のための生涯学習の場の充実

人生100年時代を見据え、だれもがいくつになっても社会とつながり、居場所や生きがいを持ちながら心豊かに暮らしていくことができるよう、地域における生涯学習の場を充実します。

また、地域課題解決に必要なことを住民が共に考えるような学びの場が提供されるとともに、その成果が地域社会の持続的発展のための多様な活動に生かされるようにします。

(2) 学び直しの機会の確保

県内大学・短期大学等の高等教育機関や民間機関において、オンライン講座を含む社会人向け講座が数多く開講されていて、いつでもどこでも学び直し（リカレント教育）、仕事や社会活動のための専門的な教育を受けることができるようにします。

また、公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等で、数多くの職業訓練が開講されており、新たな職業や安定した職業に就くために、知識や技能を学び直す機会を提供します。

(3) 滋賀ならではの学習の推進

豊かな自然や多彩な文化財を生かして、伝統、歴史・文化、産業などについて学び、触れることにより、滋賀への誇りや愛着を持ち、発展させ、次の世代へ継承する意欲が喚起され、一層主体的に、より深く学ぶことができるようにします。

(4) 共生社会の実現に向けた人権意識の向上

性別、年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、一人ひとりが互いに認め合う共生社会の実現に向けて、身近な生活での気づきを促し、社会における人権問題の解決つながらよう、研修会や啓発活動などあらゆる機会をとおして人権意識の向上を図ります。

(5) スポーツ・運動習慣の定着

年齢や性別、障害の有無を問わず「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ活動に取り組むことができる機会の充実を図れるようにします。

(6) 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

人生100年時代を見据えて、生涯を通じて学び続けるためには、主体的な学びの基本となる読書活動が重要です。このため、子どもの時から読書習慣が定着し、読書を通じて自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得したり、更なる探究心や真理を求める態度が培われるよう、子どもの読書活動を推進します。

また、すべての県民が、生涯にわたり読書に親しみ、主体的な学びができるよう、読書環境の整備を進めます。

7 政策の推進方法

(1) 基本的な考え方

県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携の強化、データを重視した政策構築、部局間連携による総合行政の推進などにより、地域ごとに異なる課題に対応し、官と民の役割分担など行政のスリム化にも配慮しながら効果的に政策を展開します。

また、計画期間は2023年度までの5年間としていますが、施策によっては、さらにその先の取組も想定して取り組みます。

(2) SDGsの視点による政策・施策・事業の検討

政策・施策・事業の検討に当たっては、SDGsの視点を踏まえ、事業実施による効果だけでなくマイナス面にも配慮し、政策等の立案、見直し、磨き上げをするものとします。

(3) 進行管理

本計画において県が目指す姿への到達状況については、成果や達成状況を把握するための「成果指標」や「事業目標」を設定し、毎年点検・評価を行います。

これらの結果は、外部委員の評価を踏まえ、議会へ達成状況を報告します。また、その結果をその後の政策展開に反映します。

(4) その他

計画期間中であっても、滋賀の教育をめぐる状況の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。